

～ 国際研修 ～

第3回カンボジア民法・民事訴訟法普及支援本邦研修

国際協力部教官

辻 保彦

2012年4月からスタートした「カンボジア民法・民事訴訟法普及支援プロジェクト」では、司法省（MOJ）、王立司法学院（RAJP）¹、弁護士会（BAKC）、王立法律経済大学（RULE）の4機関を対象として、長期専門家が中心となり、民法及び民事訴訟法に関する勉強会を現地で定期的に実施することで、カンボジア司法関係者の法解釈・運用能力の向上を図り、ひいてはカンボジア国民全体に民法及び民事訴訟法が普及することを目標としている。そのような現地活動の成果を一層定着させるとともに、より幅広い知識を身に付けてもらうため、各機関の勉強会のメンバーを定期的に日本に招き、本邦研修を実施している。本研修は、現行プロジェクトにおける3回目の研修であり、前回と同様に4機関の混成メンバーによる合同研修となった。以下、研修の概要を報告する。

第1 本研修の概要

1 研修期間

2014年2月10日から2月20日まで

2 研修員

本研修には、司法省付判事のルッティ氏、始審裁判所判事のブティ氏、弁護士のサム・オル氏、王立法律経済大学教授のティダ氏をはじめ、対象4機関から4名ずつ、合計16名の研修員が参加した（別添研修員名簿参照）。

3 本研修のコンセプト

カンボジアの民事訴訟では、両当事者の主張を整理し、争点を明らかにしてから、その争点に絞って集中的に証拠調べを行うという運用は行われておらず、場当たりに訴訟が行われていると言われている。そこで本研修では、要件事実をテーマにして、これに関連する講義や演習を集中的に実施することとした。

要件事実とは、実体法に規定された法律上の効果が認められるためには、民事裁判

¹ 従前のプロジェクトでは王立裁判官検察官養成校（RSJP）を対象機関としていたが、新プロジェクトではRSJPの上位機関である王立司法学院（RAJP）を対象機関としている。

においてどのような事実が認められなければならないかという考え方であり、民法のような実体法の世界と、手続法である民事訴訟法の世界の橋渡しをするための考え方である。例えば、日本民法の消費貸借契約の成立が認められるための要件事実は、①貸主から借主に対してお金が受け渡された事実と、②貸主と借主との間で、後日、お金を返還するという約束が交わされた事実である。したがって、貸金返還請求訴訟において、貸主である原告は、上記①と②の両事実を主張する必要がある。そのような原告の主張に対して、借主である被告が、「原告との間でお金のやり取りなど一切ない。何の話か検討もつかない。」と主張した場合には、①も②も認めていないので、両事実の存否が争点となる。一方、被告が、「確かに原告からお金は受け取ったが、借りたのではなく、もらったものである。」と主張した場合、①お金の受渡しの事実は認めているので争点にはならず、②返還約束の存否だけが争点となり、原告は証拠を提出してこれを立証する必要がある。もし被告が、「確かに原告からお金を借りたが、既に全額弁済した。」と主張した場合、①も②も認めているので、これらは争点ではなくなり、今度は被告の弁済の主張に対して原告がどのように述べるかが問題となる。弁済の要件事実は、⑦借主から貸主にお金を受け渡した事実と、④そのお金の受渡しが、当該債務の弁済としてなされた事実の2つである。したがって、原告が「被告にお金を貸して以降、被告からは一銭も受け取っていない。」と主張した場合、⑦も④も認めていないので、⑦と④の両事実が争点となる。もし原告が「たしかに被告からお金を受け取ったが、それは被告に売った自動車の代金として受け取ったものであり、貸金とは関係がない。」と主張した場合、⑦お金の受渡しは認めているので争点にはならず、④貸金の弁済としてなされたかどうかだけが争点となり、被告は証拠を提出して立証する必要がある。

このように要件事実は、実体法の規定を分析して、裁判規範として再構成し、当事者の生の主張をそれに当てはめて整理するものであり、この整理を行うことにより、感情的になりがちな当事者の生の主張から、裁判上の争点を抽出することができ、争点を絞った集中的な証拠調べを行うことができる。

日本では、法科大学院や司法研修所において要件事実教育が実施されており、実際の民事裁判も要件事実の考え方に基づいて運用されている。2007年に民事訴訟法が適用され、2011年に民法が適用されたばかりのカンボジアでは、まだ要件事実の考え方が根付いていないが、カンボジアの司法関係者が将来、自立的・持続的に民法及び民事訴訟法を運用できるようになるためには、要件事実の考え方を習得する必要があるため、本研修のテーマとしたものである。

第2 研修実施内容（別添日程表参照）

最初は、要件事実の基礎的知識についての講義を実施した。研修員らは、当初は若干の混乱が見られ、苦戦している様子であった。特に、貸金返還請求訴訟において、まだ貸金の返済を受けていないことを原告が主張立証しなければならないのか、あるいは返済したことを被告が主張立証しなければならないのかという、まさに要件事実のエッセンスのような命題に対して理解に時間を要していた。しかし、簡単な事例を挙げて何度も繰り返し教えるうちに、少しずつ理解が進んだようであった。

続いての弁護士の長谷川先生による「訴状・答弁書・準備書面等の作成」の講義では、前日の要件事実の講義の内容を敷えんしつつ、模擬記録の事案を適宜参照しながら、訴状・答弁書・準備書面等の書き方について説明がなされた。長谷川先生は、カンボジア民事訴訟法の条文を逐一引いて、条文上の根拠を確認しながら講義を進め、これに対して研修員側から条文の解釈について質問が出るなどハイレベルな議論も行われた。

後半の演習では、長谷川先生が過去に取り扱われた事例をもとに作成された敷金返還請求事件の事例を対象にして、研修員を原告側と被告側の2グループに分け、要件事実を意識して訴状・答弁書に記載すべき内容を検討する演習が行われた。当該事例は、カンボジアでも発生しがちな、研修員にも身近に感じられる内容のようで、いずれのグループも熱の入った議論が行われ、長谷川先生による講評も非常に盛り上がり、最後は大きな拍手とともに講義が終了した。



長谷川先生の講義

さらに、毛利教官による「事実認定」の講義では、事実認定の方法論に関する説明に入る前に、要件事実を意識しながら主張整理を尽くして争点を絞り込み、事実認定をすべき対象を特定する作業について説明がなされた。このように本研修では、要件事実の重要性について繰り返し説明して強調したものであり、これにより研修員の理解も深まったものと期待される。

事実認定の方法論では、たとえば契約書という証拠によって契約の存在を直接立証する場合のような直接証拠型のケースと、原告が被告に貸したと主張する金額と同じ金額のお金が、被告の銀行口座に振込入金されているという間接事実から、原告被告



講義を聴く研修員

間の金銭授受の事実を推認するという間接事実推認型のケースに大別されるという基本的事項の説明のほか、処分書証と報告文書の区別や、証人の証言の信用性を判断する際の留意事項などの技術的な事項についても言及された。

和歌山地裁田辺支部では、福島支部長はじめ支部の皆さまから大変温かくお迎えいただき、各種施設見学のほか、法廷傍聴の後で裁判官への質問の時間を設けていただいたり、裁判官及び書記官との意見交換会の場を設けていただくなど、非常に充実した訪問となった。

また、田辺市内での弁護士との意見交換会では、同市のほか、御坊市や新宮市など、和歌山県南部の裁判所支部所在地で活動されている弁護士の先生方にお集まりいただき、地方都市の弁護士業務のあり方などについて活発な意見交換がなされた。

一連の訪問は、とりわけ地方の農村地域における司法アクセスの向上が課題であるカンボジアにとって、有益な情報交換の場になったと思われる。



弁護士の先生方

終盤に行われた元東京高裁部総括判事でカンボジア民法部会委員の南先生による「判決書の書き方」の講義では、判決書を書くことの意義から技術的な事柄まで幅広い内容について、先生御自身の御経験を踏まえて分かりやすく講義をしていただき、研修員らは熱心にメモを取っていた。南先生の講義は、前週に実施された各講義の集大成ともいえるべき内容であり、本研修のテーマである要件事実に関する考え方は、南先生の講義により研修員の理解として定着したものと思われる。

午後からは、あらかじめ研修員に対し宿題として検討と起案を求めている判決要旨について、4つのグループごとに講評が行われた。南先生からは、各グループの起案について良い点と改善点の指摘があった。

第3 おわりに

今回の研修により、要件事実の基礎的事項に対する研修員の理解は相当深まったと思われ、研修員らがカンボジアに帰国後、持ち帰った知識を他のワーキンググループメンバーと共有することにより、カンボジア全体に少しずつ要件事実の考え方が根付いていくものと期待される。もっとも、そのような目標の達成までにはいまだ道半ばであるから、今後の本邦研修でも要件事実を取り上げて、理解の更なる定着を図りたいと考えている。

最後に、本研修に御協力下さった講師の皆さま、訪問先の皆さま、その他関係者の皆さまに心から感謝申し上げます。ありがとうございました。

以 上



集合写真

第3回カンボジア民法・民事訴訟法普及支援研修

1	テイト・ルツィー
	Mr. Tith Rithy
	司法省付判事
2	パン・チャンリー
	Ms. Phan Chanly
	司法省 内部監査課課長
3	ソン・ソー
	Mr. Son Sor
	司法省 監査官
4	レイ・リンナ
	Ms. Lay Linna
	司法省 民事局職員
5	ングオン・ブティ
	Mr. Nguon Vuthy
	コンボンチャム始審裁判所 判事
6	コン・タラチャート
	Mr. Kong Tarachhath
	コンボンチャム始審裁判所 判事
7	イ・タボレアツ
	Mr. Y Thavarak
	ブノンベン始審裁判所 判事
8	チャエ・ピレアツ
	Mr. Chee Virak
	ブノンベン始審裁判所 判事
9	チム・サム・オル
	Ms. Chhim Sam Ol
	弁護士
10	セン・チュンリー
	Mr. Seng Chhunly
	弁護士
11	ジェウ・トラ
	Mr. Cheav Tola
	弁護士
12	ウム・パンナ
	Mr. Oem Phanna
	弁護士
13	ブイ・ティダ
	Ms. Buoy Thida
	大学教授
14	チューング・シニアン
	Mr. Chhoeung Sineang
	大学教授
15	コン・ソピアック
	Mr. Kong Sopheak
	大学研究員
16	ドム・イム
	Mr. Dom Im
	大学教授

教官 / Professor 辻 保彦 (TSUJI Yasuhiko), 三浦 康子 (MIURA Yasuko)
 国際協力専門官 / Administrative Staff 千同 舞 (SENDO Mai), 堀 友美 (HORI Tomomi)

第3回 カンボジア民法・民事訴訟法普及支援研修日程表

[教官: 辻教官, 三浦教官, 毛利教官 専門官: 千同専門官, 山田専門官, 堀専門官]

月日	曜日	10:00 12:30	14:00 17:00	備考
2 / 月 10		JICA オリエンテーション (7:00開空着) JICA関西	資料整理	
2 / 火 11		資料整理	国際協力部 オリエンテーション, 意見交換会 ICD 国際会議室	
2 / 水 12		講義「要件事実」 三浦教官 ICD 国際会議室	演習「要件事実」 三浦教官 ICD 国際会議室	
2 / 木 13		講義「訴状・答弁書・準備書面等の作成」 長谷川裕弁護士(岡田春夫総合法律事務所) ICD 国際会議室	演習「訴状・答弁書・準備書面等の作成」 長谷川裕弁護士(岡田春夫総合法律事務所) ICD 国際会議室	
2 / 金 14		講義「事実認定」 毛利教官 ICD 国際会議室	部長主催 意見交換会 記念撮影 演習「事実認定」 毛利教官 ICD 国際会議室	
2 / 土 15				
2 / 日 16				
2 / 月 17		移動	和歌山地裁田辺支部訪問 和歌山地裁田辺支部	
2 / 火 18		弁護士との意見交換会 紀南文化会館(和歌山県田辺市)	川上・木戸総合法律事務所訪問 川上・木戸総合法律事務所 (和歌山県田辺市)	移動
2 / 水 19		講義「判決書の書き方」 元東京高等裁判所部総括判事 南敏文 ICD 国際会議室	演習「判決書の書き方」 元東京高等裁判所部総括判事 南敏文 ICD 国際会議室	
2 / 木 20		総括質疑応答 南元判事・長谷川弁護士・国際協力部教官 ICD 国際会議室	評価会・修了式 ICD 国際会議室	
2 / 金 21		移動日		